# 電子メールを利用した確認に係る周知文書

2021年3月19日 改正 2022年10月13日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (周知文書:第10号)

#### 《I はじめに》

近年、財務諸表監査に当たって、電子的媒体又は経路によって確認手続を実施する 実務が増えてきており、我が国においても、紙面で確認状を送付しても回答が電子メールによって行われる場合や、確認依頼を電子メールで送付し、確認回答者が電子メールを利用して回答した確認回答データを監査人が入手するという方式により確認手続を実施することがある。

なお、電子的確認については、本会より公表された監査基準報告書 505 実務ガイダンス第3号「電子的媒体又は経路による確認に係る実務ガイダンス」において、電子的確認の方式及び当該方式により考慮すべきリスク等に関する体系的な調査研究が提供されており、本周知文書を利用するに当たって参考となる。

本周知文書は、監査基準報告書 505 実務ガイダンス第3号公表後の電子メールの一層の普及と近時の新型コロナウイルス感染症拡大の下で感染防止のためリモートワークが求められる状況を踏まえて、会員の実務の参考に資するために、このような電子メールを利用した確認に関して監査上留意すべき事項を提供するものである。また、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものではなく、会員が遵守すべき基準等にも該当しない。2021 年3月19日時点の最新情報に基づいている。

なお、電子メールを利用した確認には複数の方式が想定され、その内容に応じて確認依頼への回答が電子的に行われることに伴うリスクが異なることを勘案して、監査手続を立案し実施することに留意する(II3.参照)。

また、監査基準報告書 505 周知文書第2号「監査人のウェブサイトを用いた電子的媒体又は経路による確認に係る周知文書」において示された電子的確認システムを用いた確認手続と異なり、電子メールを利用した確認においては、電子メールの送受信時に不適切な介入や改竄といった不正行為が行われていた時にそれらが検出されず情報伝達の完全性(インテグリティ)が確保されないリスクが高い。したがって、紙媒体又は電子的確認システムによる確認の実施を検討した上で、実施が困難な場合には、本方式の採用を検討することになると考えられるが、リスクへの対応につい

て、複数の手続を組み合わせる等、慎重な検討が必要であることに留意する(**Ⅲ**2. 参照)。

#### 《Ⅱ 電子的確認について》

#### 1. 電子的確認とは

電子的確認とは、監査人の実施する確認手続において、電子的媒体により又は電子的経路を通じて確認依頼又は回答入手を行うことをいう。

監査基準報告書505 実務ガイダンス第3号においては、例えば、確認依頼を紙媒体によって実施し、電子的媒体により又は電子的経路を通じて電子的に回答を入手するもの等、様々な電子的確認の方式が示されている。電子的確認の利用には、監査人及び企業の双方にとって以下の図に示すような利点が見られる。



# 監査人側のメリット

- ・作業の迅速化、効率化
- ・回収期間の短縮、回収率 の向上
- ・人為的ミスの削減
- ・ 紙資源の削減



#### 企業側のメリット

- ・確認状の受取・記入・ 返送といった事務負担の 低減
- ・リモートワーク環境下においても対応可能

#### 2. 本周知文書において取扱う電子的確認

本周知文書においては、監査人の実施する確認手続において、確認回答者が電子 メールを利用して回答した確認回答データを監査人が入手するという方式(電子メ ールを利用した確認)を取り扱う。

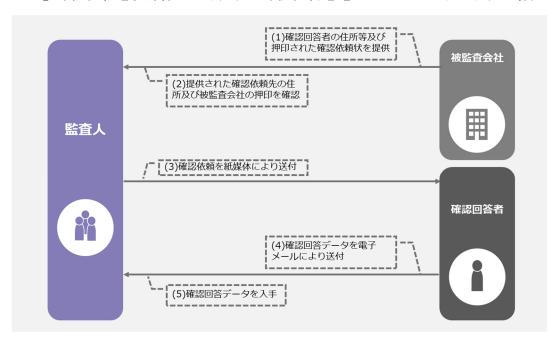
なお、監査人のウェブサイトを基礎として整備及び運用する電子的確認システムを使用し、電子的媒体により又は電子的経路を通じて確認依頼及び回答入手の双方を行う方式(監査人のウェブサイトによる確認)については、監査基準報告書505周知文書第2号を参照する。

#### 3. 電子メールを利用した確認とは

電子メールを利用した確認とは、監査人の実施する確認手続において、確認回答者が電子メールを利用して回答した確認回答データを監査人が入手する方式をいう。

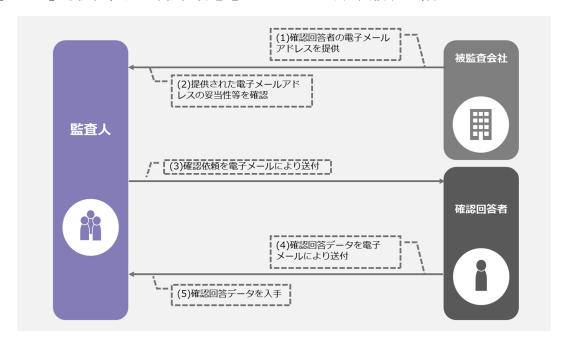
電子メールを利用した確認について、監査基準報告書505実務ガイダンス第3号を踏まえて整理すると以下のような方式が考えられる。

# 【方式1】確認依頼を紙媒体により送付し確認回答を電子メールにより入手する場合



- (1) 監査人は、被監査会社から確認回答者の住所等及び被監査会社の押印のある 紙媒体の確認依頼状を入手する。
- (2) 監査人は、被監査会社から提供された確認依頼先の住所及び被監査会社の押印を確認する。
- (3) 監査人から確認回答者に確認依頼を紙媒体により送付する。(監査人のメールアドレスを記載する。)
- (4) 確認回答者は、確認対象項目への回答(「確認回答データ」)を電子メールにより監査人に送付する。
- (5) 監査人は、確認回答データを電子ファイルの形式で入手する。

# 【方式2】確認依頼及び確認回答を電子メールにより送受信する場合



- (1) 監査人は、被監査会社から確認回答者の電子メールアドレスを受領する。
- (2) 監査人は、被監査会社から提供された電子メールアドレスの妥当性等を確認する。
- (3) 監査人から確認回答者に確認依頼を電子メールにより送付する。
- (4) 確認回答者は、確認対象項目への回答(「確認回答データ」)を電子メールにより監査人に送付する。
- (5) 監査人は、確認回答データを電子ファイルの形式で入手する。

なお、「方式1」「方式2」いずれの場合も監査人は、確認回答者が実際に回答を電子メールで送付したことを、電話等により確認回答者に直接確かめる。

電子メールを利用した確認においては、確認回答者が電子メールにより回答を 行うことに合意していることが前提であり、金融機関等一部の確認回答者におい て合意が得られない場合がある。

また、確認回答者は通常、郵送される紙媒体の記名捺印を一定の根拠として、 監査人による確認依頼に回答を行うことについて被監査会社の同意がなされたものと判断しているが、上記の「方式2」のように電子メールにより送付された確認依頼について、確認回答者が被監査会社の同意がなされたものと判断できない場合には、回答を行わない可能性がある。このため、確認依頼を電子メールにより送付する場合には、電子形式で作成された確認依頼書に被監査会社が電子署名を付す、又は被監査会社が事前に確認回答者に監査人が確認を実施する旨を知ら せ、その際に監査人をメールの宛先としてCC:に入れる等の方法により、監査人への確認回答の依頼が被監査会社の意思によるものであることを確認回答者が認識することが可能となるように検討することが考えられる(監基報505ガ3 II7.(1)①、②参照)。

なお、メールの送り手になりすますフィッシングメールの手法が巧妙化している現下において、確認回答者が監査人からのメールのドメインの適切性を検証する機会を提供するため、監査人は、監査事務所が取得したドメインを使用したメールアドレスを発信元に使用することが望ましい。

このほか、電子メールを利用した確認に伴うリスクへの対応の観点からは、確認回答依頼及び確認回答者による確認回答データは、メール本文に記載するのではなく、PDFファイル等に記載し暗号化した上でメールに添付する方式で送受信することが考えられる(III 3. (例7)参照)。

# 《皿 留意事項》

# 1. 監査基準報告書 505「確認」を踏まえた電子的手法による確認の実施

監査基準報告書 505 においては、「監査人は、確認依頼への回答の信頼性について疑義を抱く場合、疑義を解消するため、追加の監査証拠を入手しなければならない。」とされており(第9項)、「全ての回答には、入手を妨害されたり、改竄又は不正に係る何らかのリスクがあり、当該リスクは、回答が紙媒体、電子媒体又はその他の媒体によるかに関係なく存在している。」とされている(A11項)。

確認手続に伴う回答の信頼性、改竄又は不正等のリスクは、紙媒体を用いた郵送による確認及び電子的手法による確認を問わず存在するが、電子メールによる確認を実施する場合、紙媒体又は電子的確認システムを用いた場合と当該リスクの内容又は程度が異なることに留意して、これらのリスクを許容可能な低い水準にまで軽減できているかどうか、評価し、考慮することが求められる。

#### 2. 電子メールを利用した確認に伴うリスク

電子メールを利用した確認に伴うリスクは、基本的には、監査基準報告書 505 実務ガイダンス第3号に示された確認依頼への回答が電子的に行われることに伴う、確認回答者のなりすましや事後否認等のリスクであり、以下の四つのリスクから構成される。

- (1) 回答が適切な情報源から得られていないリスク
- (2) 確認回答者が回答権限をもっていないリスク
- (3) 情報伝達の完全性(インテグリティ)が確保されないリスク
- (4) 確認回答者が回答内容を否認するリスク

このうち、(4) 確認回答者が回答内容を否認するリスクとは、確認回答者が回答 を行った後に回答への関与又は内容について否認した場合に反証を提示できない リスクをいう。

電子メールを利用した確認としては「方式1」及び「方式2」が想定されるが、「方式1」の場合は確認回答依頼に郵送を用いることにより、監査人が想定した確認回答者の住所に届けられたことが確かめられるのに対して、「方式2」の確認回答依頼の電子メールによる発信には同様の効果が得られず確認回答者のなりすましのリスクが高まるものと考えられる。

そのため、「方式2」によって確認手続を立案及び実施する場合には、(1) 回答 が適切な情報源から得られていないリスク、(2) 確認回答者が回答権限をもってい ないリスク及び(4) 確認回答者が回答内容を否認するリスクが相対的に高いこと に留意する。

また、確認において監査人のウェブサイトを用いる場合には、上記(3) 情報伝達の完全性(インテグリティ)が確保されないリスクに対応するため、監査人のウェブサイトのような電子的確認システムに組み込まれた内部統制のデザインが状況に適合しているかどうかを運営管理者が継続的に評価し、所定の処理からの逸脱が生じた場合にはその是正対応を行うことや、独立した第三者による受託業務に係る内部統制の検証報告書を利用することも考えられる。

しかしながら、電子メールを利用した確認の場合には、同様の対応ができない。 そのため、監査人のウェブサイトを用いた確認と比較して、上記(3)情報伝達の完全性(インテグリティ)のリスクに対して十分に対応できないことが想定される。確認回答内容が改竄されていないことを確かめるために、使用する電子メールの物理的・人的セキュリティに脆弱性がないか、暗号化が適切に行われているかどうか評価するとともに、追加手続の立案と実施を慎重に検討することが必要になることが考えられる。

# (1) 機密性

監査人は、電子的回答の入手に際した通信経路からの情報の窃用及び入手後の 機密保持に留意する。

#### (2) 加工可能性

監査人が電子的回答の情報を利用して、確認対象項目の金額や数量等の照合、 確認差異の調整手続を実施するために、電子的回答の情報の数値以外の形式を加 工する際に、元の情報が改変されないように留意する。

#### (3) 見読可能性

監査人が電子的回答を見読するためには、一般的にパーソナルコンピュータ等

のハードウェアと特定のソフトウェアが必要であり、これらは電子的回答の発行者や利用者で共通のものが前提となる。したがって、監査人は電子的回答を利用するための仕組みを構築する際に、必要となるハードウェアやソフトウェアを考慮する。

### 3. 電子メールを利用した確認に伴うリスクへの対応の例示

前述したような電子メールを利用した確認に伴うリスクを踏まえ、これらを軽減 するために想定される手法として、例えば、以下の手法が考えられる。なお、以下 の手法はあくまで例示であり、以下に限定されるものではないことに留意する。

以下の各手法については、単独では十分にリスクを軽減できないことがあり、その幾つかを組み合わせて実施することが必要かどうか、また個人へ確認する場合には適切な対応とならない可能性もあることなど、その状況に応じて慎重な判断が求められる場合がある。また、固有リスクの程度によっては組み合わせて実施しても、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることができないことがある。また、監査チームごとに実施するよりも、監査事務所レベルで実施した方が効率的な対応も含まれている。

電子メールによって確認回答を入手する場合、回答それ自体は2.に示したようなリスクに対する証拠を提供するとは限らず、当該電子メールに付された電子署名、送受信記録(電子メールのヘッダー情報等を含む)、電子メールのメッセージ本文、別途行った電話でのコミュニケーション等、関連して実施した手続により証拠が提供されることがあるため、それらを含めた適切な文書化が必要となることに留意する。

なお、以下の手法の中には、(例1)(例5)(例6)等、被監査会社及び確認回答者の協力を得ることが重要なものがあることに留意する。

		電子メールを利用した確認に伴うリスク(2.参照)			
	想定される対応例	(1) 回答が 適切な情 報源から 得られて いないリ スク	(2) 確認回答 者が回答 権 限 を もってい ないリス ク	(3) 情報伝達 の完全性 (インテ グ リ ティ)が 確保され ないリス ク(注)	(4) 確認回答 者が回答 内容を否 認するリ スク
(例1)	確認回答における複 数者の関与	0	0		
(例2)	確認回答先への電話 確認	٥	0		
(例3)	確認回答先に関する 追加手続	٥	٥		
(例4)	ドメインの適切性の 検討	0	0		
(例5)	電子署名の活用	0	0	0	0
(例6)	法務省商業登記に基 づく電子認証制度の 活用	٥	٥		
(例7)	電子メールの送受信 時の不適切な介入や 改竄を発見するため の手続			٥	
(例8)	確認回答者からの宣 誓等の入手		0		0

※◎印は、想定される対応例によって対応されると考えられる主なリスクを示している。

※(注)監査人のウェブサイトによる方式と比べて慎重な検討が必要と考えられる。

# (例1) 確認回答における複数者の関与

回答が適切な情報源から得られていないリスクや確認回答者が回答権限をもっていないリスクに対応するために、確認依頼状を電子メールで送信する際、並びに確認回答者が回答のための電子メールを監査人に送信する際に、確認回答者の上席者及び/又は確認回答先の経理担当者をCC:に含めることが効果的である場合がある。

また、確認回答先から確認回答を入手した後に、当該上席者等に対して監査人が、確認回答入手の旨を電子メールで送信することも、上記のリスクに対応する上で効果的である場合がある。

このような確認回答における複数者の関与は、確認回答者に適切な内容の回答 を行うように牽制を与える上で重要であると考えられる。

なお、電子メールによる確認回答においては、当該回答が適切に上席者等により承認されたものであるかどうかを電子メール本文上で判別することは通常困難である。このため、確認回答について上席者等が関知していることを証する手段について、あらかじめ確認依頼状において明確にしておくことが適切であると考えられる。例えば、確認回答者が監査人に対し回答するに当たって、上席者をCC:に含めることや、確認回答者による回答後、上席者が当該メールへの返信により監査人に対し承認の旨を表明することが考えられる。

# (例2)確認回答先への電話確認

監査人は、回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限をもっていないリスクに対応するために、確認依頼に当たって、確認回答者が実在し、適切な回答権限を有しているかについて、また、確認状が適切な宛先に送付されるかどうかについて確かめるため、確認状の送付前に、宛先の一部又は全部の妥当性をテストすることがあるとされており(監基報 505 の A6 項)、例えば、確認回答者に電話により確かめることが想定される。なお、可能な場合には、被監査会社から入手した確認回答者への直通電話ではなく、所属する組織の大代表に架電の上、当該回答者への取次を依頼することにより、当該回答者が、被監査会社から通知された確認回答先の組織(会社・部署)に実在することを確かめることが考えられる。

なお、確認回答の送信元の電子メールアドレスがグループメールアドレスとなっている場合は、回答者個人が特定されず、回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限をもっていないリスクはより高まることとなるため、グループメールアドレスを使用した確認回答者が誰なのか特定するとともに、確認回答先の組織において適切な回答権限を有していることについて確かめることを考慮することがある。ただし、確認回答者である会社が、確認に対する回答専用の電子メールアドレスとしてグループメールアドレスを設定している旨を、被監査会社等に正式に通知した場合のように、個人の電子メールアドレスよりもグループメールアドレスの方が、信頼性が高いこともある。

また、監査人は、確認回答者が実際に回答を送信したかどうかを、確認回答者に電話により確かめることがあるとされている(監基報505のA14項)。

なお、過年度に電話確認を実施した確認回答者に再度確認回答を求める場合等、回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限をもっていないリスクが許容可能な低い水準にあると判断される場合には、電話確認や後述するドメインの適切性の検討を省略することができることがあると考えられる。

# (例3) 確認回答先に関する追加手続

監査人は、回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限をもっていないリスクに対応するために、確認回答者が実在し、回答者として適切であるかどうかについて、確認回答者の電子メールアドレスを確認するほか、例えば、以下を行うことにより確かめることが考えられる。

- ・ 被監査会社の担当者と確認回答者との間のコミュニケーション履歴の閲覧 (被監査会社が入手した確認回答者の名刺の閲覧を含む。)
- ・ 確認回答者氏名について、取引等に関連して被監査会社が確認先から入手した文書等に当該氏名が記載されているかどうかの検討

また、確認回答入手後、情報の信頼性に関する疑義が生じた場合、例えば、確認回答を受けた金額について追加回答として回答内容を裏付ける内訳文書の送信を求めることがあることに留意する。

#### (例4) ドメインの適切性の検討

回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限を もっていないリスクに対応するために、確認回答者の電子メールアドレスのドメ インの適切性の検討を行うことがある。

ドメインの適切性の検討として、例えば、確認回答先の公式ウェブサイトに問合せ先の電子メールアドレスなどが掲示されている場合には、そのドメインとの整合性を確かめる。

また、確認回答者の電子メールアドレスについてドメイン検索を行うことにより、電子メールアドレスのドメインの登録状況から回答者の所属する組織の実在性を確かめる方法が想定される。

電子メールアドレスのドメインの登録状況については、例えば、いわゆる Whois (https://whois.jprs.jp/) による検索によって、レジストリ (登録管理組織) へのメールアドレスの登録の有無及び組織名、ドメイン管理担当者情報等が確認できる。特に、「co.jp」のドメインは、日本で何かしらの法人格がなければ取得できないドメインで、一つの企業・組織につき一つしか取得することができないとされるものであり、ドメイン登録時に法人登記情報との照合が行われているため、登録された法人は実在しており、ドメイン使用者は法人に所属していると考えることができる。

そのため、実際の確認回答者の電子メールアドレスについて、電子メールアドレスのドメインが適切かどうかについて確かめることは有益であると考えられる。なお、「co. jp」ドメイン以外のドメインについては、必ずしもこのように登録管理組織によって組織の実在性を確かめた上でドメインが登録されていないことがあることに留意する。

ドメイン検索の結果、ドメインが登録管理組織に登録されているが、確認回答

者が適切な情報源ではないリスク又は確認回答者が回答権限をもっていないリスクが許容可能な低い水準にないと考えられる場合には、ドメイン検索に加えて、確認回答先への電話による確認、ドメイン管理組織に登録されている確認回答先のドメイン管理担当者への電子メール等による照会等の実施を考慮することがある。

#### (例5) 電子署名の活用

回答が適切な情報源から得られていないリスク、確認回答者が回答権限をもっていないリスク、及び確認回答者が回答内容を否認するリスクに対応するために、確認回答者からの回答に電子署名の添付を求めることにより、回答者の所属する組織の実在性を確かめる方法が想定される。

ここにいう電子署名とは、「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下「電子署名法」という。)第2条及び第3条に定められるような、電磁的に記録された情報について作成者本人の識別を可能とし、暗号化等の措置で、改変があれば検証可能な方法により行うものを想定している。確認回答者からの回答に付された電子署名が電子署名法の要件を満たすものであることを確かめた場合、監査人は、確認回答者からの回答が回答者本人の意思によるものであること、電子署名の付された電子的な文書が改竄されていないことを確かめることが可能であり、有益であると考えられる。例えば、電子メールの送受信時に不適切な介入が行われた場合にも、確認回答データが改竄されていないことが確かめられ、情報伝達の完全性(インテグリティ)の確保に役立つことが考えられる。

なお、立会人型の電子署名においては、署名のプロパティ又は作成者及び認証 業務事業者間の合意契約締結書等に情報の作成者の電子メールアドレス情報が 表示されることがある。

この場合には、確認回答依頼を電子的経路で実施する際に用いた確認回答者の電子メールアドレスと照合することにより、確認依頼時に想定した適切な情報源から回答が得られているかどうかを確かめることができる。

なお、電子署名法第2条及び第3条に該当しないような電子的機能を用いて、PDF 化された確認回答書が提供されている場合には、電子署名法の要件に該当する電子署名が付されている場合に比べて本人識別性や非改竄性に係るリスクが高まるものと考えられる。したがって、当該電子的機能の内容に応じて、適切な情報源から回答が得られているかどうか、作成後に改変が行われる可能性が高いかどうかを慎重に検討するために、電話又は電子メールを通じた作成者本人への質問、確認回答書が添付された電子メールの発信アドレスの検討、タイムスタンプが使用されている場合にはその吟味等の監査手続の立案及び実施を考慮する。

# (例6) 法務省商業登記に基づく電子認証制度の活用

回答が適切な情報源から得られていないリスク及び確認回答者が回答権限をもっていないリスクに対応するために、確認回答者からの回答に登記所が発行する会社・法人の電子証明書(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\_00028.html)の添付を求めることにより、回答者の所属する組織の実在性を確かめる方法が想定される。

情報の作成者の本人性の確認を目的とする電子署名制度とは異なり、この認証制度は、印鑑証明書(紙媒体)に代えた電子媒体による法人登記が行われていることを証明する手法であり、現行では、国・地方公共団体等に対するオンラインによる申請・届出の手続に利用されるにとどまっているが、理論上は、企業間取引の電子商取引への適用も可能である。ただし、申請のためには、利用者(確認回答先)が登記所において当初手続を行う必要があり、また、監査人が電子証明書を見読するためには専用のソフトウェアをインストールする必要がある等、所定の対応が必要となることに留意する。

# (例7) 電子メールの送受信時の不適切な介入や改竄を発見するための手続

インターネットに接続している状態は、外部から侵入されるリスクが高く、電子メールで行われた確認回答の改変を検出するのは容易でない。電子メールの送受信時に不適切な介入・傍受や改竄といった不正行為が行われていた時にそれらが検出されず情報伝達の完全性(インテグリティ)が確保されないリスクが存在する。こうしたリスクを必要な程度まで軽減できているかどうかについて、監査人は、それぞれの状況に応じた適切な対応を検討する。この場合、複数の手続を組み合わせることにより、当該リスクに対応することが考えられる。

例えば、確認依頼を送付する前に電話で確かめた確認回答者(上記の「例2」の手続)から電子メールによる回答を受領した場合、当該回答者に回答を受領した旨の連絡を電話で行うことにより、想定した確認回答者以外の第三者による介入を検知できることがあると考えられる。

また、送付された電子媒体の確認回答書のプロパティ情報を確かめたり、確認 回答書の画像化された署名や印影が前期のものと同一であるかどうかを確かめ たりすることは、不適切な介入や改竄の兆候を発見する一つの方法になり得ると 考えられる。

さらに、受領した回答が、電子署名が付された文書ファイルである場合は、当該電子署名の仕組み(例:タイムスタンプ)を利用して電子署名が付された後の改変の有無を確かめることが可能な場合がある((例5)参照)。

なお、確認回答依頼において、確認事項については暗号化した上で送信するように配慮する。また、メール本文に記載するのではなく、PDF ファイル等に記載しメールに添付する方式で送受信するとともに、確認回答者による回答時も同様

の方式を用いるよう依頼するなどの対応は機密情報漏洩防止にも資すると考えられる。

# (例8) 確認回答者からの宣誓等の入手

確認回答者が正当な回答権限を有する者であるかどうかを確かめることが容易ではなく、確認回答者が回答内容を事後に否認した時にこれに対する反証が提示できないリスクが存在する。このようなリスクを一定程度軽減するために、PDF等によって作成された確認の回答書の様式に、確認回答者が確認先において回答権限を有している旨、確認回答が正確である旨及び当該回答は紙媒体等の形式による他の回答に優先する旨の記載を組み込むことが考えられる。また、このような記載について、確認回答様式ではなく確認回答者が回答を送信する電子メール本文に記載することも考えられる。

以 上

- 本周知文書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 (2022 年 7 月 21 日改正)